

秋田県告示第558号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり変更したので、告示する。

平成29年12月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目を変更したもの

口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
秋田県職業訓練指導員採用選考試験	総合得点、試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から1箇月	雇用労働政策課